



「未婚の児童扶養手当受給者に 対する臨時・特別給付金」の

“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取”

にご注意ください。

令和元（2019）年度において、未婚のひとり親に対し、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」が支給されます。

●都道府県・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

●都道府県・市町村や厚生労働省などが、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」を支給するために、手数料の振込みを求めること等は絶対にありません。

●ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。



（給付金の制度や各都道府県・市町村の申請手続き等に関するお問い合わせ）

周南市役所 次世代支援課 こども給付担当

TEL 0834-22-8460